

9

中小企業団体中央会による助成事業

〔中小企業団体中央会が会員である組合・事業者団体等に対して行う各種助成事業〕

支援内容・支援対象

対象者 組合及び組合以外の組織(主として中小企業者で構成される社団法人、任意団体等)

< 全国中央会が行う事業 >

事業名	事業内容	補助率	補助対象数
連合会等研修事業 (全国組合等研修事業)	中小企業等がその会員組合等の専従役員、組合員等を対象として、組合等の運営に必要な知識及び業種別専門知識を付与するために実施する研修事業(2日以上4日以内)に対し助成する	6 / 10 (限度 2,100 千円)	40 組合等
中小企業組合等活路開拓事業	中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため新たな活路の開拓等、単独では解決困難な諸問題その他中小企業の発展に寄与するテーマ等についての取組みを共同で行う事業に対し助成する 【テーマ】 ・ 中小企業の経営基盤の強化 ・ 地域振興 ・ 社会的要請への対応 ・ その他中小企業が対応を迫られている問題	6 / 10 (限度 12,175 千円)	100 組合等
組合等自主研修事業	中小企業組合等が、その組合員を対象に研修を行うことにより、組合等の人材養成を促進するために実施する事業に対し助成する	6 / 10 (限度 210 千円)	100 組合等
組合等 WEB 構築支援事業	中小企業におけるビジネスチャンスの拡大に資することを目的とし、組合等が傘下の個別中小企業等の情報を収集し、中小企業データとしてインターネットを通じ全国に公開するための制作に要する経費の一部を助成する	6 / 10 (限度 600 千円)	135 組合等
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合と組合員、取引先等関連事業者を結んだ情報ネットワークの構築、経営支援のための業務用アプリケーションシステムの導入等による、経営革新を推進するため、組合等連携組織を基盤として実施する事業に対し助成する	6 / 10 (限度 12,175 千円)	35 組合等

施策利用のポイント

中小企業団体中央会は、47 都道府県中小企業団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会とがあります。上記の組合等向けの助成は全国中央会が中小企業団体中央会の会員である組合等に対して行うもので、都道府県中央会の助成とは補助率が異なります。

問い合わせ先・申請先

全国中小企業団体中央会 TEL 03-3523-4901 <http://www.chuokai.or.jp/>
各都道府県中小企業団体中央会(一覧 参照)